

いわゆる「ごみ屋敷」対策の検討状況について

1 「ごみ屋敷」の件数

93件（27年8月時点）（区役所へ通報・相談があった分）

※この他、家の中だけにごみが堆積しているケースなども多数存在するものと考えられ、今後、一定の基準を定めて改めて実態把握する必要がある。

2 検討状況

（1）プロジェクトの設置

健康福祉局長を委員長、資源循環局長及び旭区長を副委員長とするプロジェクトを9月に設置し、「ごみ屋敷」対策についての検討を開始

（2）プロジェクトの検討事項

対策の基本的方向性、条例制定の必要性の有無、推進体制（区局の役割分担）等

（3）対策を進めるにあたっての主な課題

ア 私有財産への関与が困難

周辺住民には「ごみ」に見えるものでも、居住者は財産だと主張する場合もあり、財産権との関係から居住者の自発的な行動以外は対応が難しい。

イ 調査・指導の限界

対応する法令もなく、調査や指導を拒否する世帯も多い。したがって、親族等の調査ができず、また、私有地であることから立ち入りも困難なため、指導や支援に限界がある。

ウ 制度・所管の狭間

関係する課は多岐に渡るが、担当する部署がない。また、世帯が何らかの福祉的サービスや行政の支援を受けていない場合、アプローチする方法が今のところない。

3 現時点での対策の方向性

（1）当事者に寄り添った福祉的な視点を重視

「ごみ屋敷」問題の根本的な解決を図るために、ごみを片付けるだけではなく、当事者に寄り添い、福祉的な視点に重点をおいて、取組を推進する。

（2）条例化の必要性

仮に、居住者の同意が得られない場合でも、私有地への立入調査の実施など、問題の解決に向けた措置を講ずることができるようにするため、条例の制定が必要である。

（3）区局の連携

区内各課及び関係機関が連携し対応するとともに、局が全体調整や区の実施支援等を行う。

4 スケジュール

平成 27 年 12 月	常任委員会へ検討状況の報告
平成 28 年 2 月	常任委員会への報告（条例素案）
平成 28 年 3 月～4 月	パブリックコメントの実施
平成 28 年 5 月～6 月	常任委員会へ報告（パブリックコメントの実施結果・条例原案等）
平成 28 年 9 月	条例案提出